

# 各務原市中央ライフデザインセンターにおけるパソコン等の貸出しに関する要綱

(平成26年9月30日決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、市のパソコン又はプロジェクター(以下「パソコン等」という。)を貸し出すことにより、市民の情報機器操作の技術の向上を図るとともに、情報学習の機会を作ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 パソコン等の貸出しの対象となる者は、各務原市公民館条例(平成5年条例第7号)第2条に規定する各務原市中央ライフデザインセンターのパソコン研修室(以下「施設」という。)の使用の許可を受けた者とする。

## (対象機器)

第3条 貸出しの対象となる機器及びその数量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パソコン 21台
- (2) プロジェクター 1台

## (貸出時間)

第4条 パソコン等の貸出しをする時間は、施設の使用の許可を受けた時間内とする。

## (貸出しの手続)

第5条 パソコン等の貸出しを希望する者は、施設の使用時に、使用責任者を選定し、中央ライフデザインセンターパソコン等使用申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、パソコン等の使用を承認するものとする。
- 3 パソコン等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を終了したときは、中央ライフデザインセンターパソコン等使用報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

## (遵守事項等)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設以外の場所でパソコン等を使用しないこと。
- (2) 貸し出されたパソコン(以下「パソコン」という。)にあらかじめインストールされているソフトウェアを削除しないこと。

- (3) パソコンに新たなソフトウェアをインストールしないこと。
- (4) パソコンの設定を変更しないこと。ただし、やむを得ない理由により設定の変更をしたときは、貸出しを受けたときの設定に戻すとともに、その設定の変更の内容を報告書に記載すること。
- (5) パソコンのハードディスクに個人情報を保存しないこと。
- (6) パソコンのハードディスクに新たなファイルを作成し、又は保存したときは、使用を終了するときに必ず当該ファイルを削除すること。
- (7) パソコン等は、原状に復して返却すること。
- (8) 違法又は公序良俗に反する行為をしないこと。
- (9) 職員の指示に従うこと。

2 使用責任者は、パソコン等の返却後、その設定が原状に回復していないとき又は異常が検出されたときは、再度来館し、当該パソコン等を原状に復さなければならない。この場合において、修理費等を要したときは、使用責任者の負担とする。

3 市は、使用者が第1項各号の事項を遵守しないことにより損害が生じたときは、その責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 使用責任者は、その責めに帰すべき理由によりパソコン等を破損し、若しくは紛失し、又は使用者が前条第1項各号の事項を遵守しないことにより損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月31日決裁)

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。